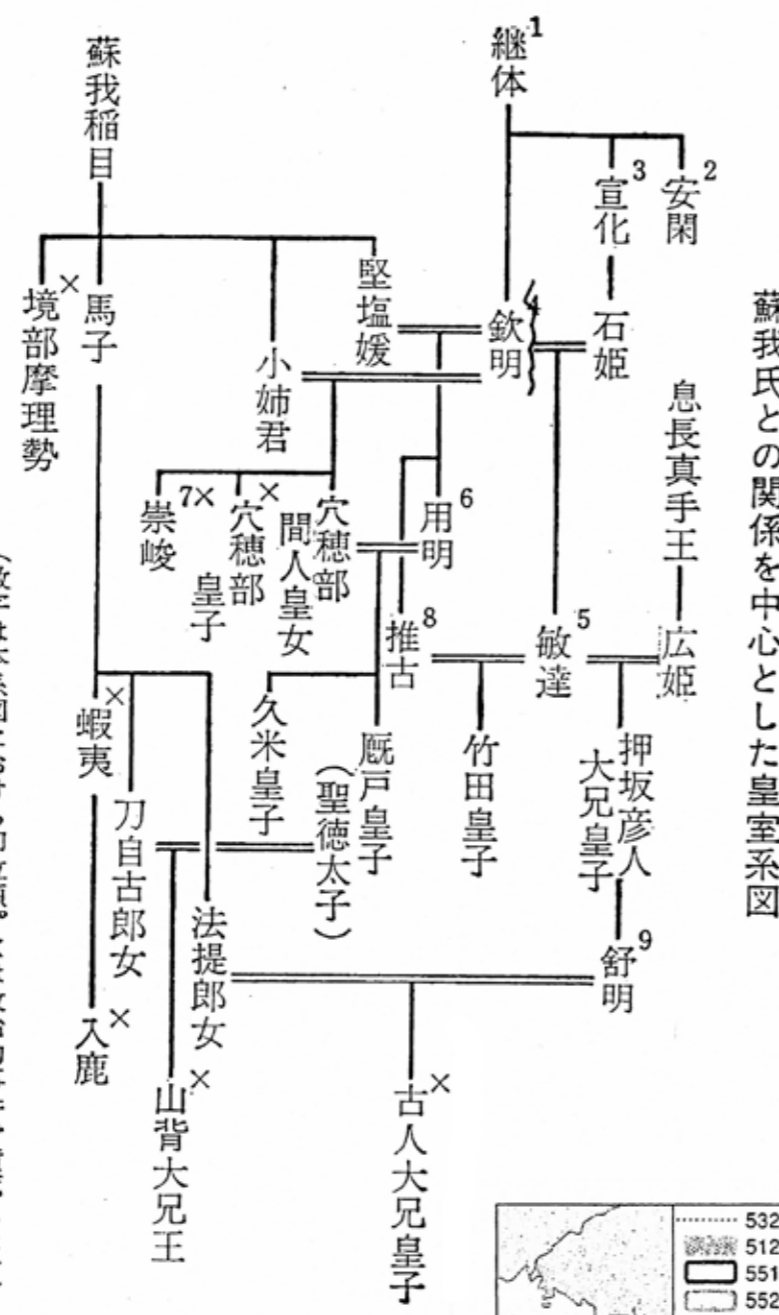
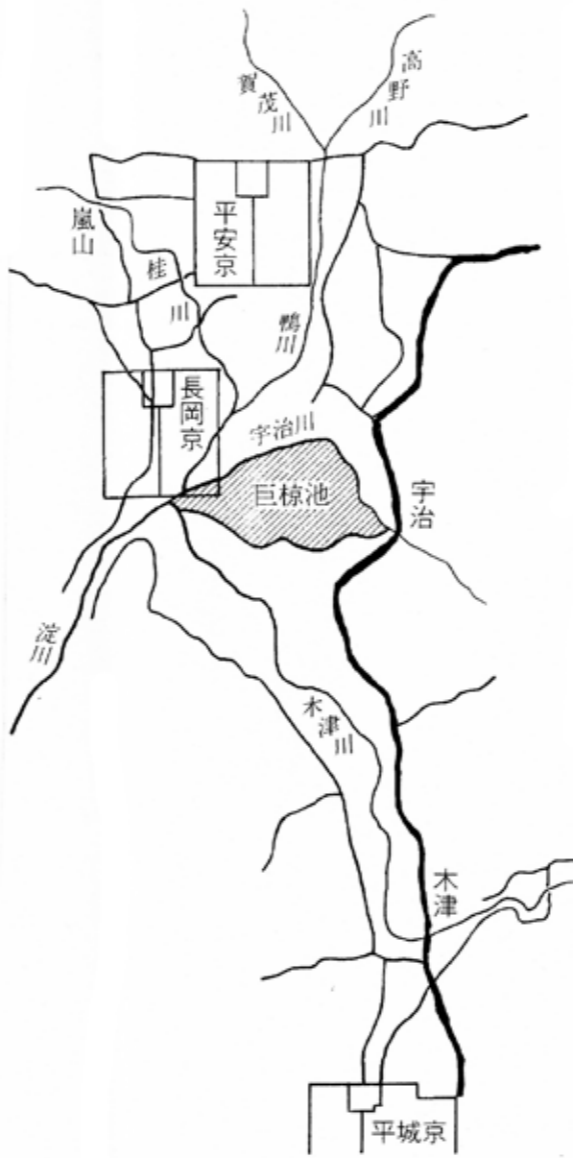
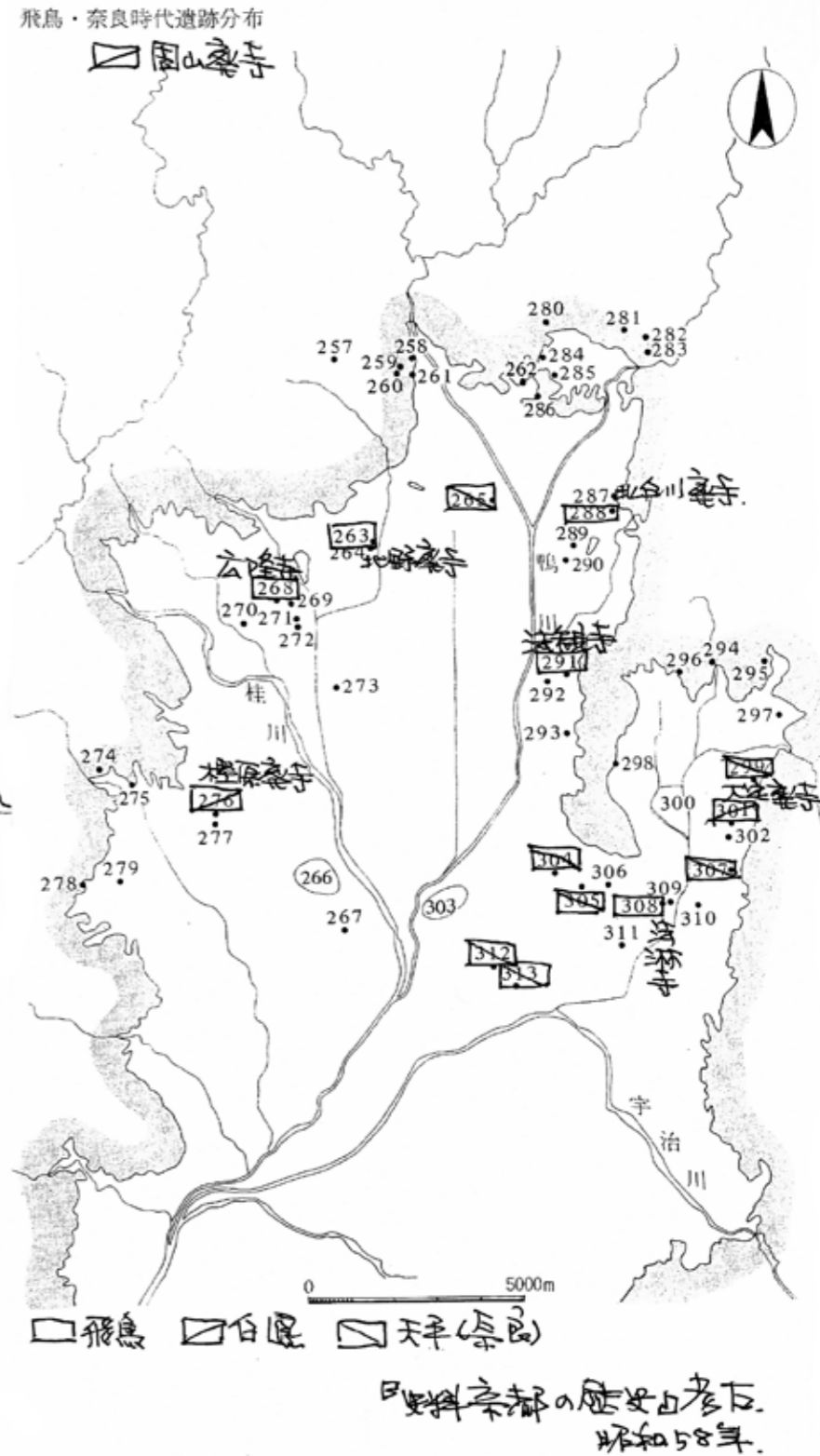


京都における仏教文化の受容

二〇一九年一月二六日



上宮聖徳太子の王位継承

志賀嶋天皇ノ御世に、戊午ノ年ノ十月十二日に、百濟國ノ主明王、始メテ佛ノ像經教并びに僧等を度し奉る。勅して蘇我稻目宿禰大臣に授けて興し隆ぬしむ。

元興寺縁起

大倭の國の仏法は、斯羅嶋の宮に天の下治しめし天國家春秋広庭天皇の御世、蘇我大臣宿禰の仕へ奉る時、天の下治しめす七年歲次戊午十二月、度り來たるより創まり。百濟國聖明王の時、太子の像并びに灌仏の器一具、及び仏起を記ける書卷一巻を度して言さく、「當に聞く、仏法は既にこれ世間無上の法、その國も亦修行すべきなり」と。時に天皇、受けて諸の臣等に告りたまはく、「この他國より送り度せし物を、用ゐる

べきや用ゐざるや、善く計りて白すべし」と告りたまひき。時に余の臣等白さく、「我等が國は、天つ社・國つ社の「百八神を、一所に礼ひ奉れり。我等が國つ神の御心を恐るるが故に、他國の神を礼拝ふべからず」と白しき。但、蘇我大臣宿禰獨り白さく、「他國に貴き物とするは、我等が國も亦貴しとするを宜しとすべし」と白しき。その時、天皇、即ち大臣に告りたまはく、「何れの處に置きて礼ふべきや」と。大臣の白さく、「大々王の後宮と分け奉れる家を坐と定むることを宜しとすべし」と白しき。時に天王、大々王を召して告りたまはく、「汝が牟久原の後宮は、我れ他國の神の宮とせむと欲るなり」と。時に大々王の白さく、「大御心に依り、佐賀利奉らむ」と白しき。時に、その殿に坐して礼ひ始めき。

しかる後、百濟人・高麗人・漢人、私に少々修行をして在りき。その時、一年を隔ててしばしば神の心発りき。時に余の臣等の言さく、「かくのごとく神の心しばしば発るは、

他國の神を礼ふ罪なり」と。時に稻目の大臣の言さく、「他國の神を礼はざるの罪なり」と。余の臣等の言さく、「神の子等とある我等が言すを聞かずして、国内を乱るや」と。その時、天王聞し食し賜ひて、大臣に告りたまはく、「国内しばしば乱れ病死の人多きは、他國の神を礼ふ罪と言ふなり。宜しく許すべからず」と告りたまひき。時に大臣、久しく念々白さく、「外状は余の臣等に隨ひて在るとも、内心には他國の神を捨てじ」と白しき。時に天王告りたまはく、「我も亦かくのごとく念はむ」と告りたまひき。

百濟書紀卷之九

百濟書紀卷之九 第廿七代繼躰天皇即位十六

年壬寅。大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原。安置本尊。歸依禮拜。舉世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。上

百濟書紀卷之十

百濟書紀卷之十 第廿八代繼躰天皇

冬十二月の丙申の朔、庚子に、藍野陵に葬りまつる。或本に云はく、天皇、二十八年歲次甲寅に崩りましぬといふ。而るを此に二十五年歲次辛亥に崩りましぬと云へるは、百濟本記を取りて文を爲れるなり。其の文に云へらく、太歲辛亥の三月に、軍進みて安羅に至りて、乞毛城を營る。是の月に、高麗、其の王安を弑す。又聞く、日本の天皇及び太子、皇子、俱に崩死らしめといへり。此に由りて言へば、辛亥の歲は、二十五年に當る。後に勘校へむ者、知らむ。

百濟書紀卷之十一

百濟書紀卷之十一 第廿九代繼躰天皇

是歲、高麗大に亂る。凡べて闘ひ死ぬる者二千餘。百濟本記に云はく、高麗、正月の丙午を以て、中夫人の子を立てて王とす。年八歲。貽王に三の夫人有りき。正夫人は子無し。中夫人、世子を生めり。其の男氏は眞群なり。小夫人、子を生めり。其の男氏は細群なり。貽王の疾篤するに及りて、細群・眞群、各其の夫人の子を立てむとす。故、細群の死ぬる者、二千餘人なりといふ。

百濟書紀卷之十二

百濟書紀卷之十二 第卅代繼躰天皇

是歲、百濟の聖明王、親ら衆及び二つの國の兵、二つの國は新羅・任那を討ふ。を率て、往きて高麗を伐ちて、漢城の地を獲つ。又軍を進めて平壤を討つ。凡べて六郡の地、遂に故地を復しつ。

百濟書紀卷之十三

百濟書紀卷之十三 第卅一年

冬十月に、百濟の聖明王、更の名は聖王、西部姫氏達率怒喇斯致契等を遣して、釋迦佛の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻る。別に表して、流通し禮拜む功德を讀めて云さく、「是の法は諸の法の中に、最も殊勝れています。解り難く入り難し。周公・孔子も、尙し知りたまふこと能はず。此の法は能く量も無く邊も無き、福徳果報を生じ、乃至無上たる菩提を成辨す。譬へば人の、隨意寶を懷きて、用べき所に逐ひて、盡に情の依なるが如く、此の妙法の寶も然なり。祈り願ふこと情の依にして、乏しき所無し。且夫れ遠くは天竺より、爰に三韓に泊るまでに、教に依ひ奉り持ちて、尊び敬はずといふこと無し。是に由りて、百濟の王臣明、謹みて陪臣怒喇斯致契を遣して、帝國に傳へ奉りて、畿内に流通さむ。佛の、我が法は東に流らむ」と記へるを果すなり」とまうす。是の日に、天皇、聞し已りて、歡喜び踊躍りたまひて、使者に詔して云はく、「朕、昔より來、未だ會て是の如く微妙しき法を聞くこと得ず。然れども朕、自ら決むまじ」とのたまふ。乃ち群臣に慶問ひて曰はく、「西蕃の獻れる佛の相貌端嚴し。全ら未だ會て有ず。禮ふべきや不や」とのたまふ。蘇我大臣稻目宿禰奏して曰さく、「西蕃の諸國、一に皆禮ふ。豊秋日本、豈獨り背かむや」とまうす。物部大連尾與・中臣連鎌子、同じく奏して曰さく、「我が國家の、天下に王とましますは、恆に天地社稷の百八十神を以て、春夏秋冬、祭拜りたまふことを事とす。方に今改めて、蕃神を拜みたまはば、恐るらくは國神の怒を致したまはむ」とまうす。天皇曰はく、「情願ふ人稻目宿禰に付けて、試に禮ひ拜ましむべし」とのたまふ。大臣、跪きて受けたまはりて忻悦ぶ。小墾田の家に安置せまつる。勲に、世を出づる業を修めて因とす。向原の家を淨め捨ひて寺とす。後に、國に疫氣行りて、民天殘を致す。久にして愈多し。治め療すること能はず。物部大連尾與・中臣連鎌子、同じく奏して曰さく、「昔日臣が計を須るたまはずして、斯の病死を致す。今遠からずして復らば、必ず當に慶有るべし。早く投げ棄てて、勲に後の福を求めたまへ」とまうす。天皇曰はく、「奏す依に」とのたまふ。有司、乃ち佛像を以て、難波の堀江に流し棄つ。復火を加蓋に縱く。燒き燻きて更餘無し。是に、天に風雲無くして、忽に大殿に災あり。

しかる後、卅余年を経て、稻目の大臣病を得、危ふきに望めり。時に池辺皇子と大々王との二柱の前に後言して白さく、「仏法を修行したまふべしと我れ白すに依りて、天皇修行し賜ふなり。しかるに余の臣等、猶まさに滅して捨てむと計る。故、これ仏神の宮として官に奉りてし牟久原の後宮は滅むとも、物主の天命の任になれり。但、天皇と我れとは心を同じくす。皇子等も亦底かに心を同じくし、終に仏法を怠り捨つることなれ」と白しき。

百濟書紀卷之十四

百濟書紀卷之十四 第卅二年

是歲、百濟、漢城と平壤とを棄つ。新羅、此に因りて、漢城に入り居り。今の新羅の牛頭方・尼彌方なり。地の名、未だ詳ならず。

百濟書紀卷之十五

百濟書紀卷之十五 第卅三年

二十三年の春正月に、新羅、任那の官家を打ち滅しつ。一本に云はく、二十一年に、任那滅ぶといふ。總ては任那と言ひ、別ては加羅國・安羅國・斯二岐國・多羅國・本羅國・古羅國・子他國・散牛下國・乞漚國・輪禮國と言ふ、合せて十國なり。

百濟書紀卷之十六

百濟書紀卷之十六 第卅四年

淳中倉太珠敷天皇は、天國排開廣庭天皇の第二子なり。母を石姫皇后と曰ふ。石姫皇后は、武小廣國押磨天皇の女なり。天皇、佛法を信じたまはずして、文史を愛みたまふ。二十九年に、立ちて皇太子に爲りたまふ。三十二年の四月に、天國排開廣庭天皇崩りましぬ。

百濟書紀卷之十七

百濟書紀卷之十七 第卅五年

是の月に、百濟大井に宮つくる。物部弓削守屋大連を以て大連とすること、故の如し。蘇我馬子宿禰を以て大臣とす。

百濟書紀卷之十八

百濟書紀卷之十八 第卅六年

十二年の秋七月の丁酉の朔に、詔して曰はく、「我が先考天皇の世に屬りて、新羅、内官家を滅せりと云ふ。先考天皇、任那を復てむことを謀りたまへり。果さずして崩りまして、其の志を成さずなりき。是を以て、朕、當に神しき謀を助け奉りて、任那を復興てむとおもふ。今百濟に在る、火華北國造阿利斯登が子達率日羅、賢しくして勇有り。故、朕、其の人と相計らむと欲ふ」とのたまふ。乃ち紀國造押勝と吉備海部直羽嶋とを遣して、百濟に喚す。二達率は百濟の官位十六階の第二。冬十月に、紀國造押勝等、百濟より還り。朝に復命して曰さく、「百濟國の主日羅を奉惜みて、聽し上り肯へず」とまうす。

百濟書紀卷之十九

百濟書紀卷之十九 第卅七年

秋九月に、百濟より來る鹿深臣、名字を關せり。彌勒の石像一軀有り。佐伯連名字を關せり。佛像一軀有り。

是歲、蘇我馬子宿禰、其の佛像二軀を請せて、鞍部村主司馬達等・池邊直水田を遣して、四方に使して、修行者を訪ひ覺めしむ。是に、唯播磨國にして、僧還俗の者を得。名は高麗の惠便といふ。大臣、乃ち以て師にす。司馬達等の女嶋を度せしむ。善信尼と曰ふ。年十一歲。又、善信尼の弟子二人を度せしむ。其の一は、漢人夜若が女豊女、名を禪藏尼と曰ふ。其の二は、錦織壺が女石女、名を惠善尼と曰ふ。

此をば都符と云ふ。馬子獨り佛法に依りて、三の尼を崇ち敬ふ。乃ち三の尼を以て水田直と達等とに付けて、衣食を供らしむ。佛殿を宅の東の方に經營りて、彌勒の石像を安置せまつる。三の尼を屈請せ、大會の設齋す。此の時に、達等、佛の舍利を齋食の上に得たり。即ち舍利を以て、馬子宿禰に獻る。馬子宿禰、試に舍利を以て、鐵の質の中に置きて、鐵の鎚を振ひて打つ。其の質と鎚と、悉に摧け壞れぬ。而れども舍利をば摧き毀らず。又、舍利を水に投る。舍利、心の所願の隨に、水に浮び沈む。是に由りて、馬子宿禰・池邊水田・司馬達等、佛法を深信けて、修行すること懈らず。馬子宿禰、亦、石川の宅にして、佛殿を修治る。佛法の初、茲より作れり。

百濟書紀卷之二十

百濟書紀卷之二十 第卅八年

十四年の春二月の戊子の朔、壬寅に、蘇我大臣馬子宿禰、塔を大野丘の北に起

蘇我馬子宿禰即位紀

てて、大會の設齋す。即ち達等が前に獲たる舍利を以て、塔の柱頭に藏む。辛亥... 蘇我大臣、患疾す。卜者に問ふ。卜者對へて言はく、「父の時に祭りし佛神の心に祟れり」といふ。大臣、即ち子弟を遣して、其の占狀を奏す。詔して曰はく、「卜者の言に依りて、父の神を祭祠れ」とのたまふ。大臣、詔を奉りて、石像を禮ひ拜みて、壽命を延べたまへと乞ふ。是の時に、國に疫疾行りて、民死ぬる者衆し。

三月の丁巳の朔に、物部弓削守屋大連と、中臣勝海大夫と、奏して曰さく、「何にか臣が言を用る肯へたまはざる。考天皇より、陛下に及るまでに、疫疾流く行りて、國の民絶ゆべし。豈專蘇我臣が佛法を興し行ふに由れるに非ずや」とまうす。詔して曰はく、「灼然なれば、佛法を斷めよ」とのたまふ。丙戌に、物部弓削守屋大連、自ら寺に詣りて、胡床に踞り坐り。其の塔を斫り倒して、火を縱けて燔く。并て佛像と佛殿とを焼く。既にして燒く所の餘の佛像を取りて、難波の堀江に棄てしむ。是の日に、雲無くして風ふき雨ふる。大連、被雨衣り。馬子宿禰と、從ひて行へる法の侶とを誶責めて、毀り辱むる心を生さしむ。乃ち佐伯造御室更の名は、於間。を遣して、馬子宿禰の供る善信等の尼を喚ぶ。是に由りて、馬子宿禰、敢へて命に違はずして、惻愴き啼泣ちつと、尼等を喚び出して、御室に付く。有司、便に尼等の三衣を奪ひて、禁錮へて、海石留市の亭に楚撻ちき。天皇、任那を建てむことを思ひて、坂田耳子王を差して使とす。此の時に屬りて、天皇と大連と、卒に瘡患たまふ。故果して遣さず。橘豊日皇子に詔して曰はく、「考天皇の勅に違ひ背くべからず。任那の政を勤め修むべし」とのたまふ。又瘡發てて死者、國に充盈り。其の瘡を患む者言はく、「身、燒かれ、打たれ、擗かれるが如し」といひて、啼泣ちつと死る。老も少も竊に相語りて曰はく、「是、佛像燒きまつる罪か」といふ。

夏六月に、馬子宿禰、奏して曰さく、「臣の疾病りて、今に至るまでに愈えず。三寶の力を蒙らずは、救ひ治むべきこと難し」とまうす。是に、馬子宿禰に詔して曰はく、「汝獨り佛法を行ふべし。餘人を斷めよ」とのたまふ。乃ち三の尼を以て、馬子宿禰に遣し付く。馬子宿禰、受けて歡悦ぶ。未曾有と嘆きて、三の尼を頂禮む。新に精舎を營りて、迎へ入れて供養ふ。或本に云はく、物部弓削守屋大連・大三轮逆君・中臣餘連、俱に佛法を滅さむと謀りて、寺塔を燒き、并て佛像を棄てむとす。馬子宿禰、淨ひて從はずといふ。

秋八月の乙酉の朔、己亥に、天皇、病瀕留りて、大殿に崩りましぬ。是の時に、殯宮を廣瀬に起つ。馬子宿禰大臣、刀を佩きて誅たてまつる。物部弓削守屋大連、听然而咲ひて曰はく、「獵箭中へる雀鳥の如し」といふ。次に弓削守屋大連、手脚搖き震ひて誅たてまつる。播磨は、戰ひ憚くなり。馬子宿禰大臣、咲ひて曰はく、「鈴を懸くべし」といふ。是に由りて、「二の臣、徴に怨恨を生ず。三輪君逆は、隼人をして殯の庭に相距かしむ。穴穂部皇子、天下を取らむとす。發憤りて稱して曰はく、「何の故にか死きたまひし王の庭に事へまつりて、生にます王の所に事へまつらざらむ」といふ。

蘇我馬子宿禰即位紀

橘豊日天皇は、天國排開廣庭天皇の第四子なり。母をば堅鹽媛と曰す。天皇、佛法を信けたまひ神道を尊びたまふ。十四年の秋八月に、淳中倉太珠敷天皇崩りましぬ。

二年四月乙巳の朔

二年の夏四月の乙巳の朔、丙午に、磐余の河上に御新嘗す。是の日に、天皇、得病ひたまひて、宮に遷入します。群臣侍り。天皇、群臣に詔して曰はく、「朕、三寶に歸らむと思ふ。卿等議れ」とのたまふ。群臣、入朝りて議る。物部守屋大連と中臣勝海連と、詔の議に違ひて曰さく、「何ぞ國神を背きて、他神を敬びむ。由來、斯の若き事を識らず」とまうす。蘇我馬子宿禰大臣、曰さく、「詔に隨ひて助け奉るべし。詎か異なる計を生さむ」とまうす。是に、皇弟皇子、皇弟皇子といふは、穴穂部皇子、即ち天皇の庶弟なり。豐國法師、名を聞せり。を引て、内裏に入る。物部守屋大連、邪視みて大きに怒る。是の時に、押坂部史毛屎、急て來て、密に大連に語りて曰はく、「今群臣、卿を圖る。復將に路を斷ちてむ」といふ。大連聞きて、即ち阿都に退きて、阿都は大連の別業の在る所の地名なり。人を集聚む。(下略)

蘇我馬子宿禰即位紀

五月に、物部大連が軍衆、三度驚駭む。大連、元より餘皇子等を去てて、穴穂部皇子を立てて天皇とせむとす。今に至るに及びて、遊獵するに因りて、替へ立つることを謀らむと望ひて、密に人を穴穂部皇子のもとに使にして曰さく、「願はくは皇子と、將に淡路に馳獵せむ」とまうす。謀泄りぬ。

六月の甲辰の朔、庚戌に、蘇我馬子宿禰等、炊屋姫尊を奉りて、佐伯連丹經手・土師連磐村・的臣眞噲に詔して曰はく、「汝等、兵を嚴ひて速に往きて、穴穂部皇子と宅部皇子とを誅殺せ」とのたまふ。是の日の夜半に、佐伯連丹經手等、穴穂部皇子の宮を圍む。是に、衛士、先づ樓の上に登りて、穴穂部皇子の肩を撃つ。皇子、樓の下に落ちて、偏の室に逃げ入り。衛士等、舉燭して誅す。辛亥に、宅部皇子を誅す。宅部皇子は、檜隈天皇の子、上女王の父なり。未だ詳ならず。穴穂部皇子に善し。故誅す。甲子に、善信阿尼等、大臣に謂りて曰はく、「出家の途は、戒むことを以て本とす。願はくは、百濟に向りて、戒むことの法を學び受けむ」といふ。秋七月に、蘇我馬子宿禰大臣、諸皇子と群臣とに勸めて、物部守屋大連を滅さむことを謀る。泊瀬部皇子・竹田皇子・鹿戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀男麻呂宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀陀夫・葛城臣烏那羅、俱に軍旅を率て、進みて大連を討つ。大伴連噲・阿倍臣人・平群臣神手・坂本臣糠手・春日臣、名字を聞せり。俱に軍兵を率て、志紀郡より、澁河の家に到る。大連、親ら子弟と軍とを率て、稻城を築きて戰ふ。是に、大連、衣指の朴の枝間に昇りて、臨み射ること兩の如し。其の軍、強く盛にして、家に填ち野に溢れたり。皇子等の軍と群臣の衆と、怯弱して恐怖りて、三廻却退く。

是の時に、既戸皇子、束髮於額して、古の俗、年少兒の年、十五六の間は、束髮於額す。十七八の間は、分けて角子にす。今亦然り。軍の後に隨へり。自ら付度りて曰はく、「將、敗らるること無からむや。願に非ずは成し難けむ」とのたまふ。乃ち白膠木を斬り取りて、疾く四天王の像に作りて、頂髮に置き、誓を發てて言はく、「白膠木、此を農利泥といふ。今若し我をして敵に勝たしめたまはば、必ず護世四王の奉爲に、寺塔を起立てむ」とのたまふ。蘇我馬子大臣、又誓を發てて言はく、「凡そ諸天王・大神王等、我を助け衛りて、利益つこと獲しめたまはば、願はくは當に諸天と大神王との奉爲に、寺塔を起立てて、三寶を流通へむ」といふ。田嶋、亂を平めて後に、攝津國にして、四天王寺を造る。大連の奴の半と宅とを分けて、大寺の奴・田莊とす。田一萬頃を以て、迹見首赤檮に賜ふ。蘇我大臣、亦本願の依に、飛鳥の地に於て、法興寺を起つ。

元年冬十月

是歲、百濟國、使并て僧惠總・令斤・惠運等を遣して、佛の舍利を獻る。百濟國、恩率首信・德率蓋文・那率福富味身等を遣して、調進り、并て佛の舍利、僧・聆照律師・令威・惠衆・惠宿・道嚴・令開等、寺工太良未太・文買古子、鑄盤博士・將德白味淳、瓦博士麻奈文・陽貴文・懷貴文・昔麻希彌、畫工白加を獻る。蘇我馬子宿禰、百濟の僧等を請せて、戒むことを受くる法を問ふ。善信尼等を以て、百濟國の使恩率首信等に付けて、學問に發て遣す。飛鳥衣縫造が祖樹葉の家を壞ちて、始めて法興寺を作る。此の地を飛鳥の眞神原と名く。亦是飛鳥の苦田と名く。

五年冬十月

五年の冬十月の癸酉の朔丙子に、山猪を獻ること有り。天皇、猪を指して詔して曰はく、「何の時に此の猪の頸を斷るが如く、朕が嫌しとおもふ所の人を斷らむ」とのたまふ。多く兵仗を設くること、常よりも異なること有り。壬午に、蘇我馬子宿禰、天皇の詔したまふ所を開きて、己を嫌むらしきことを恐る。儻者を招き聚めて、天皇を弑せまつらむと謀る。是の月に、大法興寺の佛堂と歩廊とを起つ。十一月の癸卯の朔乙巳に、馬子宿禰、群臣を詐めて曰はく、「今日、東國の調を進る」といふ。乃ち東漢直駒をして、天皇を弑せまつらしむ。或本に云はく、東漢直駒は、東漢直翁井が子なりといふ。是の日に、天皇を倉梯岡陵に葬りまつる。或本に云はく、大伴糠小手子、龍の腹へしことを恨みて、人を蘇我馬子宿禰のもとに使りて曰はく、「頃者、山猪を獻れること有り。天皇、猪を指して詔して曰はく、「猪の頸を斷らむ如く、何の時に朕が思ふ人を斷らむ」とのたまふ。且内裏にして、大きに兵仗を作る」といふ。是に、馬子宿禰、聽きて驚くといふ。

大正ニメノ丁級ノ人ノ本質也

Table with columns for region (京・畿内, 四, 郡, 人員) and a list of names and their respective counts.

Table with columns for region (畿外, 道, 人員) and a list of names and their respective counts.

類聚ニシテ皆

太政官符

禁断京畿畿内諸國私作御監事
右奉 勅 定額諸寺其數有限私自營作先既立制比來劣司寬縱曾不糾察如經年代無地不寺自今以後私立道場及將田宅園地捨施并賣易與寺主典以上解却見任自餘不論蔭贖決杖八十官司知而不禁者亦與同罪

延曆二年六月十日 七八三年

太政官符
禁断僧尼出入里舍事
右奉 勅 出家之人本奉行道今見衆僧多乖法旨或私定擅越出入閭巷或誣稱佛號誑誤愚民非唯比丘之不敬教律抑是劣司之不勤捉擲不加嚴禁何愁緇徒自今以後如有此類擯出外國安

延曆四年五月廿五日 七八三年

Table 10: 優婆塞貫進解にみえる山背國出身者. Table with columns for name, age, and origin.

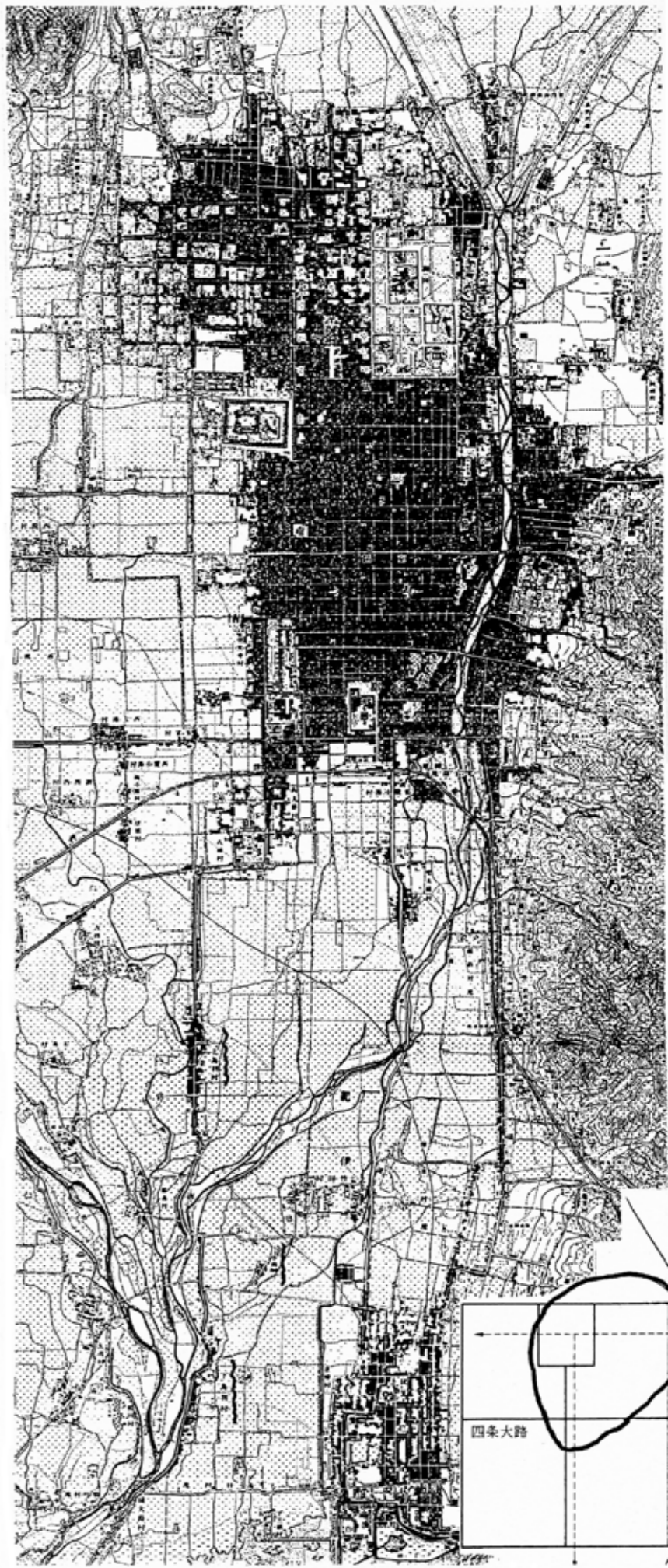
Table 9: 國別出家人貫進數. Table with columns for country and number of practitioners.

国史大辞典
末法思想
まっぽうしろう
釈迦の入滅後、仏教は正法・像法・末法の三時を経過して衰滅するという思想。下降史観、終末史観の一種。正法とは、教（釈迦の教説）・行（正しい教えの実践）・証（実践の結果得られること）の三つが具わった時代、像法（像は似ているという意味）とは、教・行はあるが証を得る者はいなくなる時代をいい、さらに、末法は、教だけしかない時代をいう。三時の説は、経・律などの中に見られるが、もとは仏教の信徒の間に入った怠惰の風潮を戒めるための教説であった。中国における末法思想の初見は北齊の時代、五五八年に書かれた南岳慧思の『立誓願文』であるが、五六六年に那連提耶舎が漢訳した『大集月藏經』には、釈迦の入滅後、最初の五百年は修行者が悟ることのできる解脱堅固、つぎの五百年は坐禅理想が重んじられる禪定堅固、三番目の五百年は經典が重んじられる多聞堅固、四番目の五百年は寺院の建立を競う造寺堅固、最後の五百年は修行者の争いが絶えない鬪争堅固と呼ばれ、その五つの時代を経過して、仏教は滅尽するという五箇五百年が説かれており、三時説と結合して末法思想の根拠所となった。仏教を盛んにした北齊を滅ぼした北周の武帝は、激しい排仏を行なったので、仏教徒の間では、末法思想は現実のものと考えられ、隋から唐の初期にかけての時代には、末法時の人間を救うための仏教が模索され、儒教の三階教、道教的浄土教などが起った。末法の時代は一万年づつて、法滅尽を迎えると説かれるが、正法時、像法時の長さについては、經論によって諸説があり、正法五百年、像法千年とする説と、正法、像法ともに千年とする説とが広く受け入れられていた。また、釈迦の入滅を、中国史上の何年とするかについても諸説があるが、周の穆王の五十三年(前九四九年)とする説が広く受け入れられていた。その数え方に従って、正法五百年説をとれば、五五二二年に末法に入ることになり、正法千年説をとると、一〇五二二年に末法に入ることになる。飛鳥・奈良の仏教は、正法五百年説の影響を受けて、当時すでに末法の時代に入っているものと考えていたが、五五二二年は日本に仏教が伝来し、その年を日本仏教の開創の年と考えてもいたため、国家的な仏教のもとでは、末法思想が主体的に受け入れられるには至らなかった。そうした中で、延暦二十四年(八〇五)に唐から佛國した最澄は、正法千年説を採り、同時代を像法の時代と考え、像法も後半に入った時代に相応しい仏教を説こうとした。仏教が力を失いつつある中で、衰えた世の衆生を救うことに使命を見出そうとした最澄の危機意識は、天台宗の後継者たちによって受け継がれた。平安時代の中盤に入るところから、貴族社会はさまざまな矛盾を隠しきれなくなり、文人貴族層を中心に現世を相対化する思想が広まると、もとは修行者のあり方を正すために説かれていた三時の説が、現実の社会の頹廃、秩序の崩壊を説明する思想となっていった。危機意識を伴う時代思想となった末法思想は、『三宝絵詞』、『春記』などの当時の日記や『扶桑略記』などに広くあらわれている。永承七年(一〇五二)に末法の時代に入っのち、末法を思わせる社会現象が続出し、自然災害も相ついで起る中で、無常観や厭世観が広まり、浄土教が盛んになった。僧俗の間では、仏法が滅尽する時のために、經典を寫して経筒に入れ、経塚に埋めることが盛んになったりしたが、源空・親鸞・日蓮をはじめ、末法の時代に入ったことを主体的に受け止めた僧侶たちは、末法の時代の人間に対する認識を深め、時機相応の仏教を模索する中で、仏教の革新を実現し、貞慶は僧のあり方を深刻に反省して、末法における戒律の重要性を説いた。末法思想は、平安時代後期から鎌倉時代前半の思想史に大きな影響を与えたが、貴族社会に浸潤した厭世観が形骸化して、危機意識を失った鎌倉時代後期には、主体的な思想としての意味を失った。

池亭記 大正五年(一九一六) 豊後 保良会 共済

予、二十余年ヨリ以来、東西二京ヲ歴見ルニ、西京人家漸ク稀ニシテ殆ト幽墟ニ幾シ。人ハ去ルコト有テ来ルコト無シ。屋ハ壊ルコト有リ造ルコト無シ。其ノ移徙ルニ処無ク賤貧ニ墮ルコト無キ者ハ是ニ居リ。或ハ幽隠亡命ヲ樂シクンデ、山ニ入り田ニ傭ルベキ者ハ去ラズ。若シ自ラ財貨ヲ蓄ヘ、心奔營ニ有ル者ハ、一日ト雖モ之ニ住ムコト得ズ。往年ヨリ一ノ東園有リ。華堂朱戸、竹樹泉石、誠ニ是、象外ノ勝地也。主人事有テ左転、屋舎火有テ自ラ焼ケヌ。其門客ノ近地ニ居ル者ノ數十家、相率キテ去リヌ。其後、主人帰ルト雖モ重ネテ修ハズ、子孫多シト雖モ永ク住セズ。前頼門ニ鎖シ、狐狸穴ヲ安ズ。夫レ此ノ如キハ、天ノ西京ヲ亡ボスナリ人ノ罪ニ非ズトイフ、明ケシ。東京四條以乾長、二方、人々貴賤ト無ク、多ク群聚スル所ナリ。高家門ヲ比ベ堂ヲ連ネ、少屋壁ヲ隔テ簷ヲ接フ。東隣ニ火災有レバ西隣ハ余災ヲ免レズ。南宅ニ盜賊有レバ、北宅ハ流矢ヲ避リ難シ。南院ハ貧シク北院ハ富メリ。富メル者未ダ必シモ徳有ラズ、貧シキ者亦猶恥有リ。又、勢家ニ近ツ

イテ微身ヲ容ル、者ハ、屋破レタリト雖モ葺クコトヲ得ズ、垣壞レタリト雖モ築クコトヲ得ズ。楽シビ有レドモ大キニロヲ開テ咲フコト能ハズ、哀シビ有レドモ高ク声ヲ揚ゲテ哭スルコト能ハズ。進退懼有リ、心神安カラズ。譬ヘバ鳥雀ノ鷹鶴ニ近ツクガ猶シ。何況、駟門戸ヲ廣ウシ、初メテ第宅ヲ置カシヤ。小屋相并セ、少人相訴ル者多シ。宛モ子孫ノ父母ノ國ヲ去リ、仙官ノ人世ノ塵ニ瀆セルガ如シ。其尤モ甚シキ者ハ、或ハ狹キ土ヲ以テ一家ノ愚民ヲ滅ボスニ至リ、或ハ東河ノ畔ヲトテ若シ大水ニ遇フトキンバ魚龍ト伍為リ、或ハ北野ノ中ニ住シテ若シ苦旱有ルトキンバ渴乏ナリト雖モ水無シ。彼ノ両京ノ中、空閑ノ地無キ歟。何ゾ其レ人心ノ強シ甚キ乎。且夫ノ河辺野外、番屋ヲ比ベ戸ヲ比ベタルノミニ非ズ、兼テハ復、田ト為シ畠ト為ス。老圃永ク地ヲ得テ以テ畝ヲ開キ、老農便チ河ヲ堰イテ以テ田ニ溉ス。比ノ年水有テ流溢シテ隄絶ス。防河ノ官、昨日ハ其功ヲ称シ、今日ハ其破レニ任ス。洛陽城人、殆ト魚ト為ルベキ歟。竊ニ格ノ文ヲ



千手給食の事

今は昔、せいとく聖と云聖のありけるが、母の死したりければ、ひつぎにうちいれて、たゞひとり愛宕の山にもて行て、大なる石を四のすみに置きて、そのうへに此ひつぎをうち置きて、千手陀羅尼を片時やすむときもなく、打寝ることもせず、物も食はず、湯水も飲まず、聲絶えもせず誦し奉りて、此ひつぎをめぐること三年になりぬ。

其との春、夢となくうつともなく、ほのかに母の聲にて「此陀羅尼を、かくよるひるよみ給へば、我はやく男子となりて、天に生れにしかども、おなじくは佛になりてつけ申さんとて、今までは、つけ申さざりつるぞ。今は佛になりてつけ申也」といふとき、ゆる時、さ思ひつること也、今ははやうなり給ぬらんとて、とり出て、そこもやきて、骨とりあつめて埋みて、うへに石の卒塔婆などたてて、例のやうにして、京へいづる道々、西の京になぎいと多生ひたる所あり。

此聖、困じて、物いと欲しかりければ、道すがら、おりて食程に、ぬしの男いできて見れば、いと貴げなる聖の、かくすゝろに折食へば、あさましと思て、「いかにかくはめすぞ」といふ。聖「困じてくるしきまに食ふなり」と云時に、「さらば、参りぬべくは、いままも、召さまほしからんほど召せ」といへば、三十すぢばかり、むすくと折り食ふ。このなきは、三町ばかりぞ植ゑたりけるに、かく食へば、いとあさましく、食はむやうも見まほしくて、「めしつべくは、いくらもめせ」といへば、「あな貴と」とて、うちひざり、折つ、三町をさながら食つ。ぬしの男、あさましう物食ひつべき聖哉と思て、「しばしひるさせ給へ。物してめさせん」とて、白米一石取出て、飯にして食はせられたば、「とし比、物も食はで困じたるに」とて、みな食ひ出て去ぬ。

此男、いとあさましと思ひて、これを人に語りけるを聞きつ、坊城の右の大段に人のかたり参らせければ、いかでか、さはあらん、心得ぬことかな、よびて物食はせてみんとおぼして、「結縁のために物参らせてみん」とて、よばせ給ひければ、いみじげなる聖歩参る。その尻に、餓鬼、畜生、虎、おほかみ、犬、馬、數萬の鳥獸など、千萬と歩みつゞきて來けるを、こと人の目におほかた見えす。唯聖一人「このみ見けるに、此おと、見つけ給て、さればこそ、いみじき聖にこそありけれ、めでたしとおぼえて、白米十石をおものにして、あたらしき葎こにも、折敷、桶、櫃などにいれて、いくと置き食はせさせ給ひければ、しりにたちたるもの共に食はすれば、あつまりて手をさしげ、みな食ひつ。聖は露食はで、よろこびて出ぬ。さればこそ、たゞ人にはあらざ

りけり、佛などの變じて歩き給にやとおぼしけり。こと人の目には、たゞ聖ひとりして食ふとのみ見えければ、いとあさましきことに思けり。さて出てゆく程に、四條の北なる小路にるとをまる。このしりに具したるもの、しちらしたれば、たゞ墨のやうに黒き糸とを、ひまもなく、はるんとしちらしたれば、下すなどもきたながりて、その小路を、くその小路とつけたりけるを、帝、聞かせ給て、「その四條の南をば何といふ」といはせ給ければ、「綾の小路となん申」と申ければ、「さらば、これをば錦の小路といへかし。餘りきたなきなり」など仰られけるよりしてぞ、錦の小路といひける。

金吾物類集卷ニカール

羅城門登上層見死人盗人語第十八

今昔、摂津ノ国辺ヨリ、盜セムガ為ニ京ニ上ケル男ノ、日ノ未ダ明カリケレバ、羅城門ノ下ニ立隠レテ立テリケルニ、朱雀ノ方ニ人重ク行ケレバ、人ノ静マルマデト思テ、門ノ下ニ待立テリケルニ、山城ノ方ヨリ人共ノ數來タル音ノシケレバ、「其レニ不見エジ」ト思テ、門ノ上層ニ和ヲ擡ゾリ登タリケルニ、見レバ火籠ニ燃シタリ。

盜人、怪ト思テ連子ヨリ臨ケレバ、若キ女ノ死テ臥タル有リ。其ノ枕上ニ火ヲ燃シテ、年極ク老タル嬪ノ白髮白キガ、其ノ死人ノ枕上ニ居テ、死人ノ髪ヲカナグリ抜キ取ル也ケリ。

盜人、此レヲ見ルニ心モ不得ネバ、「此レハ若シ鬼ニヤ有ラム」ト思テ怖ケレドモ、「若シ死人ニテモゾ有ル。恐シテ試ム」ト思テ、和ヲ戸ヲ開テ、刀ヲ抜テ、「己ハ、己ハ」ト云テ、走り寄ケレバ、嬪、手迷ヒヲシテ手ヲ摺テ逃ヘバ、盜人、「此ハ何ゾノ嬪ノ、此ハシ居タルゾ」ト問ケレバ、嬪、「己ガ主ニテ御マシツル人ノ失給ヘルヲ、繰フ人ノ無ケレバ、此テ置奉タル也。其ノ御髪ノ長ニ余テ長ケレバ、其ヲ抜取テ髪ニセムトテ抜ク也。助ケ給ヘ」ト云ケレバ、盜人、死人ノ着タル

衣ト、嬪ノ着タル衣ト、抜取テアル髪トヲ奪取テ、下走テ逃テ去ニケリ。然テ、其ノ上ノ層ニハ死人ノ骸骨ゾ多カリケル。死タル人ノ葬ナド否不為ヲバ此ノ門ノ上ニゾ置ケル。

此ノ事ハ、其ノ盜人ノ人ニ語ケルヲ聞テ、此ク語り伝ヘタルトヤ。

慶山子文書 貞源傳記

座主権少僧都法眼和尙位良源敬 啓
為レ令ニ法 久住ニ立ニ雜制廿六箇条ニ事
一、應レ禁制毀レ頭坊ノ法者ニ事

右、秘而不見者、是女人之儀也。男子僧侶、曾不可然。而年來念仏之堂、講法之魁、白日西暮、黒闇迎來之時、髮頭之僧滿于庭上、穢股之類、入于堂中。若制之者、吐三眞言而罵辱、揚刀杖而追打。行道之人見而退去、聞法之輩畏、而還婦。妨法之盛、莫過于此。〔中略〕

一、応尋捕持三兵仗、出入僧房、往三米山上者、進公家事

右、兵器是在俗武士之所持、終卷是出家人之所。既、在俗之士、設学三經文、出家之人、何用三兵具。〔中略〕而如聞者、或僧背結党成群、忘恩報

新編 何便 繪巻



怨懷中、插著刀劍、恣、出三入僧房、身上帶三持弓箭、獵往三遠戒地、傷害任、意、不異、彼所見、暴惡遍、身猶同、於醉象。〔中略〕

以前、雜制趣如三條と。〔中略〕

〔九七〇〕
天祿元年十月十六日

座主権少僧都法眼和尚位「良源」

注 (1) 権少僧座主。藤原師輔の嫡依を受け、比、修行をしている人。(4) 所預を屠殺するのを生業、山中興の祖。山内の綱紀をただし、教学・法会 とする人。(5) 狂暴なもの。邪悪なもの。の振興をはかった。(2) 後世の僧兵の風俗。(3)

新編 寺行 繪巻



仁徳天皇

停止所之神人衆徒等流行之由、石清水宮奉宣命一狀云、愛順年以來加多、神人濫惡越為先之、...

本朝廿年

○廿四日乙巳、天晴、休也、午後、天陰、小雨降、今日、左右看督長才被宣旨、京中路頭捕、借屋覆、...

五月

○三日甲寅、京中堀水盜、檢非違使才召仰看督使也、山科使伊陟卿、柏原後山科道賴卿、...

○廿五日丙子、○廿六日丁丑、是日、依宣旨、諸司諸家修石塔、是依疾病也、

○廿七日丁未、此日、為疫神被修御靈會、木工寮修理職造、御輿二基、

○廿八日癸酉、左大臣捨宇治別業、為寺、安置佛像、初修法華三昧、号平等院、

○廿九日甲戌、左大臣重信、大納言濟時、朝光道賴、中納言保光、伊勢等也、

○四月六日、關白道隆依病、

○五月八日、關白右大臣道兼薨、今日、左大臣重信同薨、

○六月六日、關白道隆依病、

○六月八日、關白道隆依病、

○六月十日、關白道隆依病、

○六月十二日、關白道隆依病、

○六月十四日、關白道隆依病、

○六月十六日、關白道隆依病、

○六月十八日、關白道隆依病、

○六月二十日、關白道隆依病、

○六月二十二日、關白道隆依病、

○六月二十四日、關白道隆依病、

○六月二十六日、關白道隆依病、

○六月二十八日、關白道隆依病、

○六月三十日、關白道隆依病、

○七月一日、關白道隆依病、

○七月三日、關白道隆依病、

○七月五日、關白道隆依病、

為之仁愛戰場一之、臥雲乃栖、因其天成、軍陳一利、宰吏明仁知止毛、禁制仁無力久、...

注(一)現、京都府八幡市にある。貞觀元年(八五九)宇佐八幡宮を勧請したの始まり、朝廷の崇敬を集めた。(2)僧侶のこと。(3)辺陞が正し...

Table with 3 columns: 西暦 (Western Calendar), 政 (Politics), 治 (Administration), 社会・文化 (Society & Culture). Rows 1031-1041.

Table with 3 columns: 西暦 (Western Calendar), 政 (Politics), 治 (Administration), 社会・文化 (Society & Culture). Rows 1042-1053.

たはつかなる程にて、「はや歸らせ給ね〜」(とのみ)申させ給。すべて、臨終念佛おぼし續けさせ給。佛の相好にあらずより外の色を見むとおぼしめさず、...